

議員提出議案第 1 号

議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

別紙、「議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例」を議決されたく、加西市会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 30 年 12 月 3 日提出

加西市議会議長 衣笠 利則 様

提出者	加西市議会議員	丸岡 弘満
賛成者	〃	深田 真史
〃	〃	原田 久夫
〃	〃	中右 憲利
〃	〃	長田 謙一
〃	〃	松尾 幸宏
〃	〃	植田 通孝
〃	〃	黒田 秀一
〃	〃	井上 芳弘
〃	〃	三宅 利弘
〃	〃	森元 清蔵
〃	〃	織部 徹
〃	〃	森田 博美
〃	〃	土本 昌幸

## 議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、加西市議会議員（以下「議員」という。）の職責及び加西市議会（以下「市議会」という。）への住民の信頼の確保に鑑み、議員が、市議会の会議を長期欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和42年加西市条例第16号）の特例を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市議会の会議 加西市議会定例会及び臨時会の本会議並びに加西市議会委員会条例（昭和42年加西市条例15号）に基づき設置された委員会をいう。
- (2) 公務上の災害等 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年加西市条例第85号）に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が疾病等により、市議会の会議を長期欠席したときの議員報酬の額は、当該議員が受けるべき議員報酬の額に、市議会の会議を欠席した日から市議会の会議に出席した日の前日までの期間（以下「欠席期間」という。）に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

欠席期間	割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の80
180日を超え365日以下であるとき	100分の70
365日を超えるとき	100分の50

- 2 前項の規定は、欠席期間が90日、180日又は365日を超えた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、市議会の会議に出席した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用する。

(期末手当の減額)

第4条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）のそれぞれの前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を減額された月があるときの期末手当の額は、当該議員が受けるべき期末手当の額に、欠席期間に応じて、前条第1項の表に定

める割合を乗じて得た額とする。

2 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、減額割合の高い方の割合を適用する。

(適用除外)

第5条 次の各号に掲げる事由により市議会の会議を欠席したときは、前2条の規定は適用しない。

(1) 公務上の災害等

(2) 女性の議員の出産。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は同条第2項（ただし書きを除く。）に規定する範囲内であつて、かつ、議長に対し加西市議会会議規則（昭和50年加西市議会規則第1号）第2条第2項の規定による欠席届の提出がなされている場合に限る。

(3) その他議長がやむを得ないと認める事由

(前任期における長期欠席の期間等)

第6条 この条例の規定により前任期中に議員報酬を減額された議員が、再び議員の資格を得た場合には、前任期中における長期欠席の期間及び議員報酬の減額は、現任期中における議員報酬及び期末手当にその効力を及ぼさないものとする。

(疑義の決定)

第7条 この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が決定するものとする。

2 議長は、前項の決定に当たっては、議会運営委員会に諮問し、答申を得るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。